

令和5年4月1日から、自転車を利用する方には、

自転車ヘルメットの着用が、

# 努力義務化

されます。

| 道路交通法改正 |

自転車  
のるとき  
子ども  
も大人も  
ヘルメット

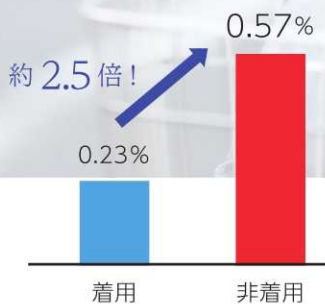
## 道

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。現在は、13歳未満の子もどに対しヘルメットを着用するよう努めなければならぬとされていますが、4月以降は自転車に

乗るすべての人にヘルメットの着用が努力義務化されます。自転車を利用するとき、頭部を保護するヘルメットは大きな役割を果たします。ヘルメットを正しく着用し、大切な命を守りましょう。

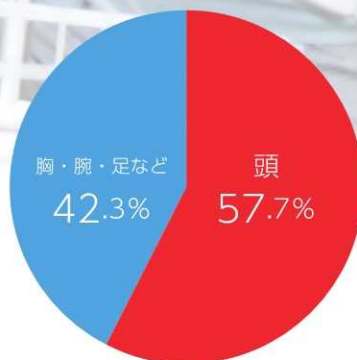
問 防災安全課 ☎ 43-9011

● ヘルメット着用状況別の致死率  
(平成24年～令和3年)



※「致死率」とは、死者のうち死者の占める割合

● 自転車乗用中の死者の人身損傷主部位  
(平成29年～令和3年)



※「人身損傷主部位」とは、損傷程度が最も重い部分をいう  
出典 令和4年4月警察庁交通局「自転車交通事故に係る分析」

